**平成２２年（フ）第２１０号**
香川県高松市浜ノ町44番15号
債務者　雉鳥　政幸
1　決定年月日時　平成22年11月26日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月21日まで
高松地方裁判所破産・再生係

**平成２２年（フ）第４１０号**
香川県高松市太田下町1918番地１ウッドネスト太田Ⅱ101号
債務者　河野　大輔
1　決定年月日時　平成22年11月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月21日まで
高松地方裁判所破産・再生係

**平成２２年（フ）第４１１号**
香川県高松市太田下町1918番地１ウッドネスト太田Ⅱ101号
債務者　河野　真衣
1　決定年月日時　平成22年11月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月21日まで
高松地方裁判所破産・再生係

**平成２２年（フ）第７３号**
鹿児島県指宿市山川岡児ケ水322番地
債務者　田村美保子
1　決定年月日時　平成22年11月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月21日まで
鹿児島地方裁判所知覧支部

**平成２２年（フ）第１５７５号**
仙台市若林区中倉３丁目13番40号　ファミーユ中倉201
債務者　中島　正明
1　決定年月日時　平成22年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月24日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

**平成２２年（フ）第１５８８号**
宮城県黒川郡大郷町大松沢字柏木原宅地22番地の35
債務者　佐藤　由美
1　決定年月日時　平成22年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月24日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

**平成２２年（フ）第１６０１号**
仙台市青葉区一番町２丁目７番27―403号
債務者　田中千明こと　金　　千明
1　決定年月日時　平成22年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月24日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

**平成２２年（フ）第１６０３号**
仙台市泉区将監２丁目22番６号　ヒルトップ102
債務者　高橋ひろみ
1　決定年月日時　平成22年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月24日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

**平成２２年（フ）第１６６５号**
仙台市宮城野区五輪２丁目９番15―607号
債務者　森　　洋子
1　決定年月日時　平成22年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月24日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

**平成２２年（フ）第４６号**
宮城県気仙沼市本吉町東川内129番地、前住所宮城県気仙沼市本吉町津谷松岡146番地
菅原アパート５号
債務者　三浦　恭子
1　決定年月日時　平成22年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月24日まで
仙台地方裁判所気仙沼支部

**平成２２年（フ）第５５号**
宮城県気仙沼市百目木23番地１
債務者　吉田　節男
1　決定年月日時　平成22年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月24日まで
仙台地方裁判所気仙沼支部

**平成２２年（フ）第３０５号**
福島市丸子字御山越25番地の１　ＦＭリバーサイドマンション106号
債務者　小手森美佳
1　決定年月日時　平成22年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月24日まで
福島地方裁判所

**平成２２年（フ）第３３６号**
福島市笹谷字桜水５番地の１　レオパレス桜水103号室
債務者　大竹　優恵
1　決定年月日時　平成22年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月24日まで
福島地方裁判所

**平成２２年（フ）第１８１号**
茨城県北茨城市磯原町上相田905番地
債務者　木村　勝典
1　決定年月日時　平成22年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月24日まで
水戸地方裁判所日立支部

**平成２２年（フ）第１８４号**
茨城県日立市弁天町１丁目９番22号、前住所茨城県日立市東町１丁目24番14号
債務者　牧内　　功
1　決定年月日時　平成22年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月24日まで
水戸地方裁判所日立支部

**平成２２年（フ）第１７９号**
富山県小矢部市芹川121番地２　コーポマツイ106号室
債務者　荒木　理恵
1　決定年月日時　平成22年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月24日まで
富山地方裁判所高岡支部

**平成２２年（フ）第１９４号**
富山県氷見市栄町11番１―232号
債務者　折口千恵美
1　決定年月日時　平成22年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月24日まで
富山地方裁判所高岡支部